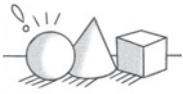


# 役立つ！ 会務活動



vol.2

## 新規進出分野の魅力

会員 牟田 武史 (69期)

1 私の所属する自治体等法務研究部は、弁護士業務改革委員会から独立して発足したものです。ある自治体から職員研修や債権管理条例の作成依頼等があり、自治体に関わる法律を研究する専門チームの必要性が認識されたことが発足の契機となっています。

主な活動内容は、メールによる相談業務\*1、書籍の出版のほか、外部講師を招いた研修会や判例勉強会の開催などです。部員の方も多様で、現在、行政不服審査法という審理員や任期付職員をされている方も在籍されています。



2 従前は、月に1度、弁護士会館の会議室にて定例会が開催されていたのですが、コロナ禍の影響もあり、現在はZoom会議の形式で行われています。

会議室で行われていた際には、頻繁に、弁護士会館の地下で懇親会が開かれていました。ここでの雑談の中で様々な経験談などを聞けたほか、顔見知りにな

った先輩部員の方に対し、事件処理の助言を求めてお電話をしたこともあります。Zoomを用いた開催により移動時間が無くなったことはありがたいのですが、このような経験がなくなってしまい、やや寂しいところがあります。

業務に役に立っている活動としては、前記のメール相談です。これは、自治体の職員が日々の業務で生じた問題等をメールにて質問できるというものです。この質問に対しては、研究部内で、主査、副査、責任者が割り当てられ、協議の上で回答を提出します。

条文や裁判例、研究者による文献などが少なく、未解明の領域が多い法分野であることから、協議等を行い回答を作成することが多くなりますが、それぞれの考えを自由かつ気軽に発言できる環境にあると思います。

もちろん、これには相応の労力を要しますが、行政の現場で実際に生じている問題に対し、単なる文献等のリサーチを超えて、議論を経て1つの回答を出すという過程を経ることで、思考力を高めることにも役に立っていると思います。

\*1: 当会リーガルサービスジョイントセンター(弁護士活動領域拡大推進本部)内「自治体連携センター」が行っている「自治体連携プログラム」の一環



こちらから読んでね

### 1年間頑張ったキミへ

